知って得する 農業者年金 安心で豊かな老後を

老後への備えは十分ですか？

年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です。農業経営の引退後も十分な収入を確保して安心した老後を送るためには、国民年金に上乗せした年金の受給が必要不可欠です。

■農業者年金の加入資格者

国民年金の第1号被保険者(保険料納付免除者を除く)で年間60日以上農業に従事する20歳以上60歳未満の方

※年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も加入できます。

■メリット

●途中脱退も再加入も可能です

なお、支払いが厳しく一時停止などをした場合は、脱退一時金としてではなく、将来、年金として支給されます。

●少子高齢時代に強い積立方式、確定拠出型です

保険料を支払っている方の数年金を受給している方の数の影響を受けない、安定した制度です。

●通常加入の保険料は自由に選択でき、加入後いつでも変更できます

月額2万円(35歳未満で一定の要件を満たす方は1万円)から6万7000円までの間で、千円単位で自由に選択できます。

●ずっと一定の収入が確保できる終身年金です

80歳前に亡くなられた場合には、死亡一時金としてご遺族が受け取れます。

●税制面の優遇措置があるため、所得税・住民税などの節税になります。

保険料全額が社会保険料控除の対象となり、将来受け取る年金も公的年金等控除の対象となります。

●認定農業者など意欲ある担い手には保険料の国庫補助があります

農業の担い手育成・支援のため、一定の要件を満たす方は、保険料の国庫補助が受けられます。

農業の“今”がわかる“全国農業新聞

「全国農業新聞」は、農業委員会ネットワークが発行する農業総合専門紙です。
1週間の農政の動きや現場で役立つ栽培技術・流通の情報、全国の農家の取り組みなどをわかりやすく紹介しています。また、地域の農業委員会の活動や、身近な話題、経営に役立つ最新情報も満載。旬の食材を使用した簡単レシピ、プレゼント企画、農政マンガコラムなど、楽しめる記事も掲載されています。ぜひ、

発行日：毎週金曜日　　購読料：月700円

申し込み・問い合わせ：久米島町農業委員会　☎985-7134

農業委員会総会(許認可業務の審査会)が開催されました。

町農業委員会では9月25日久米島町役場において、令和7年度第6回農業委員会総会を開催し、申請のありました案件を審議しました。

①農地法第3条の規定による許可申請　→　5件　審議の結果許可されました。
②農地法第5条第1項の規定による許可申請　→　2件　審議の結果1件許可、1件保留。
③農地利用集積等促進計画（案）に係る意見聴取→　3件　審議の結果同意されました。

許可申請書及び届出等の申請締め切り日　→　**11月17日（月）**
令和7年度第8回(11月)農業委員会総会の開催日 →　→　**11月25日（火）**

申請についてご不明点等がありましたら、農業委員会事務局まで連絡お願いします。

お問い合わせ　農業委員会　☎985-7134